

# 保 管 依 頼 書

年 月 日

東 京 都 知 事 ・  
東京都( )都税事務所長 殿

下記買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、  
東京都に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記買受公売財産が破  
損、紛失などの被害を受けても、東京都が一切責任を持たないことに同  
意します。

記

買受公売財産（売却区分番号）

第（ ）号

整理番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

※買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。ご  
了承下さい。